

# 空き家を 活かして

近年、全国的に増加し、社会問題となっている空き家。本市が令和2年度に実施した空き家の実態調査では、市内で約2,800軒の一戸建ての空き家が確認されています。適正に管理されず放置された空き家からは、さまざまな問題が生じます。一方で、新しい住人と出会い、新たな命を吹き込まれる家もあります。空き家を上手に活用し、まちの未来につなげましょう。

## 1/ 空き家を放置すると...

十分な管理をせずに放置した結果、事故が発生し、他人に被害を与えてしまった場合、その所有者などは、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。空き家は個人の財産です。その管理は、所有者はもちろん、管理者や占有者、法定相続人などの責任となります。

倒壊、  
建築材の飛散

生活環境への  
悪影響  
(害虫、ごみの悪臭など)

不審者の  
侵入、放火

## 2/ 空き家を適正に管理しよう

- 所有・管理する空き家の状態を定期的に点検し、清掃や、状態によっては修繕・撤去をするなど、適正な管理を心掛けましょう
- 長期間不在となる家などを持っている人は、近所や自治会に連絡先を伝えるなどし、不測の事態に備えましょう

安全で安心な暮らしのために、所有者・地域・市が協力・連携し、危険な空き家を増やさないことが大切です。

## 3/ 空き家・空き地を有効活用しよう

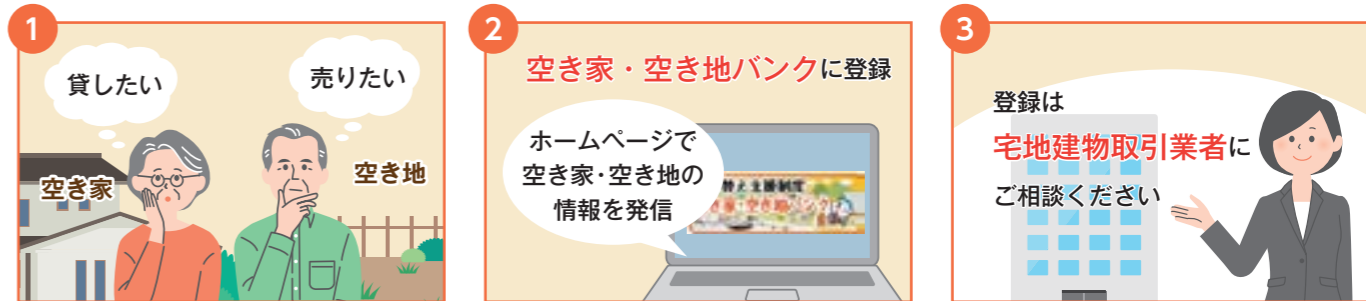


空き家・空き地バンクは、空き家・空き地を売却・賃貸したい所有者などからの希望に基づき、住み替えなどを検討している人に対して、インターネット上で空き家・空き地の情報を提供する制度です。利用目的のない空き家・空き地は、同バンクに登録して有効活用しませんか。

空き家・空き地バンクの登録時と成約時に各2万円の奨励金を交付する制度があります。  
(問)都市計画課 ☎354-8272)



**対象** 一戸建ての空き家中古住宅、地目が宅地の空き地(予定も含む)



※登録には宅地建物取引業者による仲介が必要です

**住み替え支援** **条件1** **子育て世帯** または **夫婦のいずれかが40歳未満の夫婦世帯** **かつ** **条件2** **市外からの転入者** または **市内賃貸住宅からの転居者**

固定資産税等相当額の **2年分** 最大 **20万円** の補助 **親世帯との近居の場合は** 固定資産税等相当額の **4年分** 最大 **40万円** の補助

【対象地域】対象の郊外住宅団地・既成住宅地 【対象地域】市内全域

住み替え支援制度ホームページ

▶詳しくは、市ホームページ (HP 1001000001794) をご覧いただくか、都市計画課 (☎354-8272) へ

## 4/ 耐震性のない空き家は解体も検討しよう

昭和56年以前に旧耐震基準で建築された耐震性がない木造住宅などは、支援制度を活用して解体し、新たな住宅地として活用することも検討してみませんか。

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、**無料耐震診断**により耐震性がないと判定された場合、**解体・耐震改修工事への補助**があります。  
(問)建築指導課 ☎354-8207)

相続した**空き家**(耐震性があるものに限り、敷地を含む)、または**空き家を取り壊した後の土地**を売った場合、譲渡所得から**3,000万円の特別控除**が適用されます。(令和5年までの期限付き)  
(問)四日市税務署 ☎352-3141)

空き家を解体し、**解体後の土地**を**空き家・空き地バンク**に登録した場合、**20万円を補助**します。(1年以上居住しておらず、令和3年4月以降に左記の補助を受けて解体するなどの要件あり) **令和3年度からの新制度**  
(問)都市計画課 ☎354-8272)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は (空き家の利活用) 都市計画課 ☎354-8272 FAX354-8404 (建築物の適正管理) 建築指導課 ☎354-8207 FAX354-8404